

令和 7 年度 佐渡市海の家さわた管理運営
業務受託者公募型プロポーザル募集要項

令和 7 年 4 月

佐 渡 市

佐渡市海の家さわた管理運営業務受託者公募型プロポーザル募集要項

1. 指定する施設及び管理業務の概要

施 設 名	海の家さわた
所 在 地	佐渡市河原田本町 4 1 1 番地 3
運 営 者 設 置 目 的	施設を活用し、運営者が有する技術及び能力等をもって、観光客の増加を図るとともに、地域の活性化及び観光の振興に資する雇用の創出を推進する。
運営における基本方針	設置目的を効率的に達成できる意欲があり、地域振興等を目的とした事業経験・知識が豊富な法人、その他団体を運営者として募集する。
施 設 担 当 部 局	観光文化スポーツ部観光振興課企画調整係 電話：0259-67-7602 Mail：u-sisetsu@city.sado.niigata.jp
主 な 業 務	○佐渡市が所有するシーカヤック及びスタンドアップパドルボード（以下「シーカヤック等」という。）の貸出業務 ○施設運営及び維持管理に関する補助業務 ○施設利用者の利便性を向上する物品の販売に関する業務 ○その他、施設の通年利用を目的とした独自の業務を実施することも可能とする。
運 営 期 間	契約締結日～令和 8 年 3 月 3 1 日
施 設 使 用 料	佐渡市行政財産目的外使用条例により算出した施設使用料金及び光熱水費実費分を佐渡市に納入する。
管 理 物 件 の 施 設 構 成	1 階 厨房、交流スペース、更衣室（男・女）、トイレ（男・女）、シャワールーム、艇庫 2 階 休憩所（和室）、監視人室、倉庫 ※参考資料 1 「施設図面」参照
施 設 の 運 営 状 況 そ の 他 詳 細 事 項	新潟県暴力団排除条例、佐渡市海の家さわたの設置及び管理に関する条例及び佐渡市海の家さわた管理運営業務受託者公募型プロポーザル仕様書のとおり。
備 考	この公募は地方自治法第 244 条の 2 第 3 項から第 11 項で定める指定管理に該当するものではありません。

2. 運営者が行なう主な業務

- (1) 佐渡市が所有するシーカヤック及びスタンドアップパドルボード（以下「シーカヤック等」という。）の貸出業務
 - ① 佐渡市公認マリンスポーツインストラクターの資格を有する個人または団体へのシーカヤック等の貸し出し、返却の予約受付をすること
 - ② シーカヤック等の物品を適切に管理すること
- (2) 施設運営及び維持管理に関する補助業務
- (3) 施設利用者の利便性を向上する物品等の販売に関する業務
- (4) その他、施設の通年利用を目的とした独自の業務を実施することも可能とする

3. 管理の基準

- (1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正な管理運営を行うこと
- (2) 運営の基本方針を十分理解し、設置目的を達成すること
- (3) 市民サービスの向上と経費の節減を図ること
- (4) 業務上で取得した個人に関する情報の適切な管理を行うこと
- (5) その他仕様書等で定めるもの

4. 申請の資格

次の各号にいずれも該当せず、施設を各規定に基づき運営できる 18 歳以上の個人・法人またはその他の団体（法人格の有無は問いません。）

- (1) 市内に住所を有しないもの ただし、法人またはその他団体で市内に事業所があるものを除く。
- (2) 法律行為を行う能力を有しないもの
- (3) 破産者で復権を得ないもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行うもの
- (5) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの
- (6) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがあるもの
- (7) 市税等を滞納しているもの（市外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税について滞納しているもの）
- (8) 施設を管理するための法律等に規定する資格を有しないもの
- (9) 業務を円滑に遂行し、安全的かつ健全な財務能力を有しないもの
- (10) 条例や仕様書等で規定する業務の遂行に必要な資格等を有しないもの

5. 複数の団体による申請

複数の団体が共同して設けた団体（以下「共同団体」という。）が申請する場合、次の事項に留意してください。

- (1) 共同団体の名称を設定し、共同団体から代表となる団体を定めてください。この場合、他の団体は当該団体の構成団体として扱います。
- (2) 共同団体における業務分担及び責任の割合等を明確にしてください。
- (3) 共同団体の構成団体は、共同団体と別に単独で申請することはできません。

6. 参加意向申出手続から運営開始までの流れ

- | | |
|----------------|----------------------------|
| (1) 参加意向申出締切 | 令和7年4月18日（金）から4月30日（水） |
| (2) 質問書の受付締切 | 令和7年5月2日（金） |
| (4) 質問に対する回答 | 令和7年5月9日（金） |
| (5) 申請受付 | 令和7年5月12日（月）から令和7年5月16日（金） |
| (6) 選定委員会による審議 | 令和7年5月23日（金） |
| (7) 選定結果の通知 | 同上 |
| (8) 候補者との協議 | 令和7年5月26日（月）から令和7年5月30日（金） |
| (9) 契約の締結等 | 令和7年6月1日（日）予定 |

7. 公募参加意向申出書提出期限等

公募に参加を希望される場合は、別紙様式第1号の公募参加意向申出書を次の期限までに提出してください。

- (1) 提出期限 令和7年4月30日（水）午後5時30分まで
- (2) 提出方法 持参または郵送（郵送の場合は令和7年4月30日（水）必着有効）
- (3) 提出先 佐渡市観光文化スポーツ部観光振興課企画調整係

8. 申請にかかる費用

申請手続において、申請にかかる一切の費用は申請者の負担とします。

9. 公募に関する質問

公募に関する質問は、別紙様式第5号の質問票により令和7年5月2日（金）午後5時30分までに観光文化スポーツ部観光振興課企画調整係へ提出ください。

質問及び回答内容は、FAX またはメールにて、公募参加意向申出書を提出いただいた全員へ令和7年5月9日（金）に通知いたします。ただし、事業提案に関する質疑応答は個別に対応の上、非公開としますので、別途お問い合わせください。

10. 運営申請に関する文書の提出期限等

佐渡市海の家さわた管理運営業務受託者公募型プロポーザル申請書（様式第2号）に定める書類を下記の期限までに提出してください。

- (1) 提出期限 令和 7 年 5 月 16 日（金）午後 5 時 30 分まで
- (2) 提出方法 持参または郵送（郵送の場合は令和 7 年 5 月 16 日（金）必着有効）
- (3) 提出先 佐渡市観光文化スポーツ部観光振興課企画調整係
- (4) 提出部数 各 1 部
- (5) その他 提出された書類は返却いたしません。また、提出された書類は、個人に関する情報等、佐渡市情報公開条例第 7 条に規定する非公開情報を除き、情報公開請求に応じて公開される場合があります。

11. 選定方法

令和 7 年 5 月 23 日（金）開催の選定委員会において、書類および申請者による説明の内容を審議し候補者を選定します。

なお、選定委員会の日程につきましては、後日連絡しますのでご出席をお願いします。

12. 審議項目

選定委員会では、次に掲げる審議項目に基づき総合的に評価し、最も適当と認める個人及び法人またはその他団体を選定するものとします。

(1) 公共的役割の理解と活動意欲

- ア) 管理運営にふさわしい理念・経営方針を持っているか。
- イ) 地域づくりの先導的役割としての機能が発揮できるか。
- ウ) 施設の管理運営に対する熱意が見られるか。
- エ) 地域との協働による相乗効果を考慮しているか。
- オ) 行政にはない民間の強みを発揮した計画であるか。

(2) 募集要項、仕様書等の理解

- ア) 施設の設置目的を理解した計画であるか。
- イ) 提案の内容が実効性のある計画であるか。
- ウ) 関係法令を理解しているか。

(3) 施設の目的や機能の理解、周辺環境への配慮

- ア) 施設機能を活かした計画がされているか。
- イ) 環境に配慮（省資源、省エネルギー化）した工夫がされているか。
- ウ) 施設の機能を理解しているか。

(4) 管理における的確性の確保

- ア) 同種の施設運営の実績があるか。
- イ) 経営基盤は安定しているか。
- ウ) 市内に事務所を有しているか。

(5) 安定した運営体制の確立

- ア) 適正な数の職員が配置されているか。
- イ) 業務に必要な知識を十分持っているか。
- ウ) 必要な資格や技術を有しているか。
- エ) 施設内に業務責任者が常駐しているか。

(6) 利用者の安全確保

- ア) 市との連絡系統が整備されているか。

- イ) 施設管理に関する情報管理について計画があるか。
- ウ) 個人情報保護の体制が整っているか。
- エ) 防災対策が計画されているか。
- オ) 事故、緊急時の対応が考えられているか。
- カ) 衛生管理の徹底について、具体的な対策がされているか。
- (7) 目標設定、実行管理、見直しの実施
 - ア) 事業の実施スケジュールなどが立てられているか。
 - イ) 業務の効率化についての工夫がされているか。
 - ウ) 目標が無理なく立てられているか。
- (8) 利用における平等性の確保
 - ア) 利用者の意見や要望を把握し、運営に反映させる工夫がされているか。
 - イ) 高齢者や障がい者、子ども等が利用しやすい工夫がされているか。
- (9) 情報提供の確立
 - ア) 施設利用に対する情報提供の工夫がされているか。
- (10) サービスの品質・メニューの向上
 - ア) 利用における利便性の向上についての工夫がされているか。
 - イ) 今までにない新しいサービスが計画されているか。
 - ウ) 運営日時は適正か。

13. 選定結果の通知及び公表

選定結果及び選定委員会の審議結果は、申請者全員に通知するとともに、選定の透明性と客観性を図ることを目的に次の内容を公表します。

- (1) 公の施設の名称
- (2) 候補者に選定された個人、法人その他団体名及び所在
- (3) 選定を行った選定委員会の委員の所属
- (4) 選定基準
- (5) 審査における評点（選定委員名及び団体名は非公開）
- (6) 選定理由（高く評価されたポイントや提案の要旨等）

14. 選定後の協議

候補者となった申請者は、市と協議を行います。

15. 申請及び候補の辞退

申請者及び候補者が申請及び候補を辞退する場合は、別紙様式第6号により辞退届を提出してください。

16. 運営者の決定

行政財産目的外使用許可及び契約の締結により確定します。

17. 申請手続に関する問い合わせ先

〒952-1292

佐渡市千種232番地

佐渡市観光文化スポーツ部観光振興課企画調整係

電 話 0259-67-7602

FAX 0259-63-5124

E-mail u-sisetsu@city.sado.niigata.jp